

【茅ヶ崎市】下水道への排除基準と条例に基づく除害施設設置基準

(単位：mg/1) (ただし、ダイオキシン類を除く)

下水道の区分	物質又は項目	特定事業場の基準		継続して下水道を使用する工場・事業場	
		平均的な1日の排水量			
		50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満		
除害施設設置基準の項目	カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	0.03以下	
	シアン化合物	1以下	1以下	1以下	
	有機燐化合物	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	六価クロム化合物	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
	砒素及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005以下	0.005以下	0.005以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下	
	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	0.04以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	1以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	0.4以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	3以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
	チウラム	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
	シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下	
	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	ほう素及びその化合物	230以下	230以下	230以下	
	ふっ素及びその化合物	15以下	15以下	15以下	
	1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下	
	フェノール類	0.5以下	0.5以下	0.5以下	
	銅及びその化合物	1【3※2】以下	1以下	1以下	
	亜鉛及びその化合物	1【2※2】以下	1以下	1以下	
	鉄及びその化合物(溶解性)	3【10※2】以下	3以下	3以下	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	1以下	1以下	1以下	
	クロム及びその化合物	2以下	2以下	2以下	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/I以下	10pg-TEQ/I以下	10pg-TEQ/I以下		
条例で定める基準の項目	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素	380未満	380未満	380未満	
	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満	600未満	600未満	
	浮遊物質(SS)	600未満	600未満	600未満	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5以下	5以下	5以下
		動植物油脂類	30以下	30以下	30以下
	温度(℃)	45未満	45未満	45未満	
	沃素消費量	220未満	220未満	220未満	
ニッケル及びその化合物	1以下	1以下	1以下		

- ・  部分は、水質汚濁防止法施行令別表第一の特定施設に適用される排除基準(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二の特定施設の場合、除害施設を設置する基準)。
  - ・  部分は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二の特定施設に適用される排除基準(水質汚濁防止法施行令別表第一の特定施設の場合、除害施設を設置する基準)。
  - ・  部分は、直罰適用の排除基準に係わる排除基準。その他の部分は、除害施設を設置する基準。
- ※1 特定事業場の業種により、カドミウム及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1,4-ジオキサン、亜鉛及びその化合物、アンモニア性窒素等で暫定基準が適用される場合があります、この表の数値より緩い基準となっている場合があります。
- ※2 銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物の〔 〕内数値は、昭和46年11月1日以前に設置された排水量50m<sup>3</sup>/日以上の特​​定事業場(同日以前に建設工事中を含む)に適用されます(※1の暫定基準が適用される場合を除く)。

御不明な点がございましたら、担当課までお問い合わせください。

茅ヶ崎市役所

下水道河川部下水道河川総務課排水指導担当  
市役所本庁舎3階 6番窓口

住所：〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

TEL：0467-81-7204（直通）

FAX：0467-89-2916